

全国労働衛生週間メッセージ



2021年10月1日

岡崎監督署西尾支署

支署長 堀口健一

清涼の候、西尾労働基準協会及び建設業労働災害防止協会西尾分会の会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、会員の皆様には、日頃より職場の労働衛生水準向上のため、様々な活動を展開しておられますことに深く敬意を表すとともに労働安全衛生行政を推進する者として感謝申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施され、今年で72回目となります。

労働者の健康をめぐる状況は、脳・心臓疾患、精神障害での労災申請件数の増加を背景に、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者は、半数を超えている状況にあると言われています。

また、職場における新型コロナウイルス感染症のり患及び熱中症などの影響により、愛知県下の令和2年の休業4日以上の上業務上疾病は、前年の約1.5倍にも及ぶ638人と急増しました。

また、今後、日本が迎える人口減少化社会において、健康寿命とともに職業生活が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズを持つ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境の改善が求められていることから、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)が策定され、高年齢労働者に対する健康づくり等の推進を図ってまいります。

このような背景を踏まえ、令和3年度の全国労働衛生週間は、10月1日から10月7日までの期間、全国で展開され、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場における自主的労働衛

生管理を促し、労働者の健康を確保することなどの必要性から、

『向き合おう！ ころとからだの 健康管理』

がスローガンとなっています。

さらに、本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、

『うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場』

を副スローガンとして設けて、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けていきます。

加えて、昨年、労働安全衛生法施行令、特定化学物質予防規則等が改正され、「溶接ヒューム」と「塩基性酸化マンガン」が新たな規制対象となったことにもなう対応など、労働者の健康管理面の規制等が強化されています。

会員の皆様におかれましては、職場環境を把握していただき、必要な職場環境の改善や労働者の健康管理を適切に行っていただければと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい災害級とも言われていますが、どんな状況にあっても、労働者の安全と健康の確保は、事業者の責務として最優先に取り組まなければならないと考えております。

会員の皆様におかれましては、経営トップのリーダーシップの下、一人ひとりが安全衛生意識を高く持ち、労使が一体となって、労働者が安全で、安心して仕事に打ち込むことのできる職場を目指していただくようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様の職場において、安全で安心な職場環境とからだの健康が保持されることを祈念しましてメッセージといたします。



新型コロナウイルス感染症の影響により、安全週間に続き、労働衛生週間の説明会も中止となりました。

このため、実施要綱などの説明資料として配布予定であった資料を監督署の窓向けに改修し、掲載いたしますのでご活用ください。

全国労働衛生週間スローガン

向き合おう！ ところとからの健康管理

副スローガン - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて -
うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

岡崎労働基準監督署西尾支署

今年はスローガンが **2 つ** となっています。

こちらは労働衛生週間の全体スローガンになります。

向き合おう！ ところとからだの 健康管理

新型コロナウイルス感染症の影響もあり業務上疾病の認定件数は増加傾向にありますが、依然として、**仕事や職業生活に関する強い不安やストレス等を感じている労働者は半数を超えている状況**にあります。更に、昨年は92名の方が熱中症を発症しており、愛知県は全国ワースト1にもなりました。

また、エイジフレンドリーガイドラインやテレワークに関するガイドラインも策定されており、これらの取組みもお願いしているところです。

全国労働衛生週間においては、労働衛生に関する意識を高め、これらの課題や重点事項に対して職場環境の改善など自主的な取組みを通じて労働者の健康確保に努め、**全ての働く人のところとからだの健康管理**を行いましょう。

今年はスローガンが **2 つ** となっています。

今年には長期化している新型コロナウイルス感染症の**感染拡大防止の観点から副スローガン**が設けられました。

うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

感染拡大が止まらない新型コロナウイルス感染症ですが、現状できる対応としては**三密**（密閉空間、密集空間、密接空間）の**回避**は当然として、各事業場の実態に即したルールの策定及びそのルールを遵守し、1日でも早い新型コロナウイルス感染症の収束を目指すことです。

そして、コロナ化での生活も長期化し慣れてきた点、かつ、抑圧された生活にストレスも溜まり、初期の頃と比べて**ルール遵守の意識も薄れてきている**ため、本週間を活用し意識の高揚を図ってください。

次ページからの実施要綱の説明で紹介しますが「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組みの5つのポイント～を確認しましょう！」に基づくりフレットの活用もお願いします。

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について



過重労働による健康障害防止

メンタルヘルス対策

新型コロナウイルス感染症の拡大防止

知らないうちに、拡めちゃうから。
STOP!
感染拡大
— COVID-19 —

AGE FRIENDLY

高年齢労働者に対する健康づくり

令和3年度 第72回
全国労働衛生週間

全体(主)スローガン 向き合おう！ 心とからだの健康管理
副スローガン うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

厚生労働省 愛知労働局

次ページからは愛知労働局作成版の全国労働衛生週間実施要綱を基にした説明になります。こちらの**実施要綱は当署1階及び2階のリーフレット置場にて配布**しております。

説明内容については、昨年
から変更された項目や新たに
追加された項目についての説
明になります。

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

昨年の新型コロナウイルス感染症関係は労働衛生3管理の中で簡単に触れられていただけでしたが、今年は**重点事項の一つ**として単独の項目となりました。

具体的な対応は左のリーフレットにある、**取組の5つのポイントに基づく感染防止対策実施状況の確認と徹底**となりますので、取組み実施の確認やチェックリストによる現状確認などを行ってください。また、このリーフレットには感染防止対策の実践例なども掲載されています。

左のリーフレットは厚生労働省HPよりダウンロードができます。

最新版は**令和3年2月版**になります。
(R3年8月末現在)

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について

安全衛生委員会／衛生委員会資料 令和 年 月

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に努めてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1	感染予防のための体制	
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2	感染防止のための基本的な対策	
	(1)事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
	(2)感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

こちらが前ページで触れました、チェックリストになります。

厚生労働省のホームページからPDF形式又はエクセル形式がダウンロードできますのでご活用ください。

前ページで紹介しました、リーフレット内にある二次元コードからも直接ダウンロードページを開くことができます。

また、チェックリストは随時更新されており、最新版は令和3年7月2日版になりますので最新版のご利用をお願いします。(R3年8月末現在)

最新版の確認方法は最終ページに右の表記がありますので、この年月日で確認してください。

R3.7.2版

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

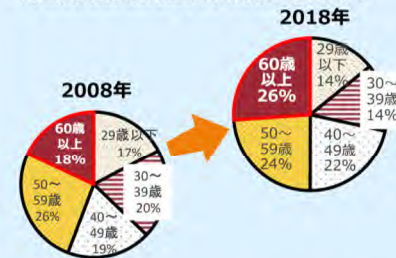
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死者数は60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

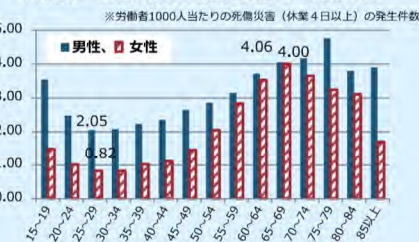
<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



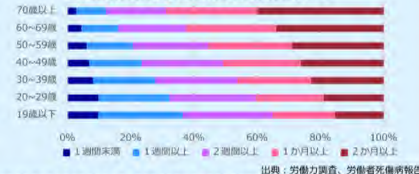
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

昨年に引き続きガイドラインに基づいた高齢労働者に対する健康づくりの推進、労働災害防止に係る対応（段差解消、不自然姿勢での作業解消、通路、作業場の照度確保など）をお願いします。

厚生労働省HPで左のリーフレットがダウンロードできますのでご活用ください。最新版は**令和3年6月版**になります。（R3年8月末現在）

また、令和3年度補助金の案内も記載されています。

最新版の確認は最終ページの右下角に、（R3.6）の表記がありますのでご確認ください。

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について

化学物質による健康障害防止対策に関する事項

昨年との違いは**金属アーク溶接作業における健康障害防止対策の推進**と**塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底**が追加されました。

金属アーク溶接作業については、令和3年4月1日より金属アーク溶接等作業により発生した溶接ヒュームが特定化学物質障害予防規則の適用を受けることとなったため追加されました。

リーフレットは**令和3年改訂版**が最新版です。
下図がそれぞれの改訂日になり、最終ページ右下に記載されています。
厚生労働省のホームページよりダウンロードできますので、最新版への更新をお願いします。

(令和3年8月末現在)

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

2021/3/1

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

2021/2/8

金属アーク溶接等作業以外で塩基性酸化マンガンを取り扱う皆さまへ

2021/4/9

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について

3. 施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等												
特定化学物質作業主任者の選任												
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置												

・現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。
※測定を行った場合、「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。

・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。
・令和4年4月1日以降、特化則と粉じん則に基づく防じんマスクについては、いずれか防護性能の高い方を使用しなければなりません。

溶接ヒュームの濃度測定
(4/1~)

換気風量の増加その他必要な措置
(4/1~)

再度の溶接ヒュームの濃度測定
(4/1~)

呼吸用保護具の選択・使用
(4/1~)

フィットテストの実施
(4/1~)

選任義務
(4/1~)

実施義務
(4/1~)

フィットテストの方法を定めるJIS T 8150の改正が1年延長したことから、**フィットテストの実施も施行時期が1年延長になりました。**

左図は前ページで紹介した最新版リーフレットの抜粋になり、**令和5年**が追加されていますので、最新版への更新をお願いします。

**フィットテストの実施
令和5年4月1日施行**

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について

化学物質による健康障害防止対策に関する事項

昨年との違いは**金属アーク溶接作業における健康障害防止対策の推進と塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底**が追加されました。

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に
剥離剤による中毒が多発しています！
 ～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
【注意】 防毒マスクを使用している場合、吸気缶が破損して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニールシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれているベンジルアルコール、ジクロロメタンによる中毒や火災等が多発しています。

特にベンジルアルコールは**有機則、特化則等の適用を受けていない化学物質**のため取り扱いの際はSDSの情報に基づき適切なばく露防止措置等を行ってください。

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

(注) 他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

	ベンジルアルコール ※ラベル・SDSの義務対象物質	ジクロロメタン ※特定化学物質
有害性	<ul style="list-style-type: none"> ● 中枢神経系、肝臓に障害 ● 強い眼刺激 ● 眠気またはめまいのおそれ ● 飲み込むまたは皮膚に接触すると有害 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発がんのおそれ ● 中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害 ● 強い眼刺激、皮膚刺激 ● 眠気またはめまいのおそれ ● 吸入すると有害
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用 ● かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸気缶の破過に注意） ● 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ● 作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸気缶の破過に注意） ● かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸気缶の破過に注意） ● 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ● 作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

有機則等の法適用を受けない化学物質とは、「**人体にどのような影響があるのかが不明であるため**」、**法規制に踏み出せていない化学物質**であることを理解の上で、適切な管理・運用を行ってください。

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について

石綿による健康障害防止対策の徹底

封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査が新たに追加された項目になります。

この項目の追加は令和3年4月1日付けで施行されている、**計画届の提出範囲が拡大された**ことが要因の一つになります。

改正前の封じ込め、囲い込みについては作業届の提出でしたが、改正後は**吹付け石綿、石綿含有保温材等の区分けなく全て計画届での提出**に統一されました。（対象業種は建設業と土石採取業に限られており、他の業種が行う場合は作業届での提出となります。）

計画届は**作業開始の14日前までに提出**することとなり、作業届と比べても添付書類が増加するなど事前準備に時間がかかるようになります。

このため、改めて事業場内における石綿の使用状況を調査することで、計画的な石綿除去等を行える下準備を行う趣旨となります。

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について

石綿による健康障害防止対策の徹底

石綿則も令和2年10月の改正から順次法改正が行われており、残すは次の2つとなりました。

令和5年10月1日から施行

建築物の事前調査は厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務化されます。

令和4年4月1日から施行

一定規模以上の建築物や特定工作物の解体・改修工事は事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務化されます。

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について

テレワークの適切な導入及び実施の推進に関する事項

事業主、企業の労務担当者の方へ

テレワークガイドラインを改定しました

新たな日常、新しい生活様式に対応した良質なテレワークを推進しましょう

テレワークとは、インターネットなどのICTを活用し自宅などで仕事をする、働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方です。

1

はじめに

厚生労働省は、令和3年3月にテレワークガイドラインを改定しました。

このガイドラインは、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入と実施に当たり、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取り組み等を明らかにしたものです。

このガイドラインを参考に、労使が十分に話し合いを行い、良質なテレワークを導入し、定着させていくことが期待されます。

2

テレワークのメリット

- 業務効率化による生産性の向上にも役立つ
 - 育児や介護等を理由とした労働者の離職の防止、遠隔地の優秀な人材の確保
 - オフィスコストの削減
- などのメリットがあります。

3

業務を行う場所に応じたテレワークの特徴

在宅勤務

通勤を要しないことから、事業場での勤務の場合に通勤に要する時間を柔軟に活用できます。
また、例えば育児休業明けに短時間勤務等と組み合わせると勤務したり、保育所の近くで勤務したりすることが可能となることから、仕事と家庭生活との両立に資する働き方です。

自宅の近くや通勤途中の場所等に設けられたサテライトオフィス（シェアオフィス、コワーキングスペースを含む）での勤務は、通勤時間を短縮しつつ、在宅勤務やモバイル勤務以上に作業環境の整った場所で就労可能な働き方です。

2.

サテライトオフィス勤務

3.

モバイル勤務

労働者が自由に働く場所を選択できる、外勤における移動時間を活用できるなど、働く場所を柔軟にすることで業務の効率化を図ることが可能な働き方です。

テレワークで困ったらどこに相談すればいいんだろう

⇒P6へ



労働者が自宅等でテレワークを行うときは、何に気をつけてもらえばいいんだろう

⇒P7へ

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、テレワークは急速に普及しています。出社する場合と同様、原則として労働安全衛生関係法令の規定は適用されるものですが、**テレワークの際には事業者の目が届き行きにくい場所で作業を行うことになるので、安全衛生管理に当たっては通常の勤務とは異なる点への留意が必要**となります。

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインに基づいた適切な管理・運用を行ってください。また、これからテレワークの導入を検討している事業場においても同ガイドラインを参考にしてください。

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について

テレワーク時の作業環境チェックリストも示されています。

事業主、企業の労務担当者の方用

テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト（1/2枚目）

（別紙1）テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】

- このチェックリストは、労働者にテレワークを実施させる事業者が安全衛生上、留意すべき事項を確認する際に活用いただくことを目的としています。
- 労働者が安全かつ健康にテレワークを実施する上で重要な事項ですので、全ての項目に目印が付くように努めてください。
- 「法定事項」の欄に「◎」が付されている項目については、労働安全衛生関係法令上、事業者が義務付けられている事項ですので、不十分な点があれば改善を図ってください。
- 適切な取組が継続的に実施されるよう、このチェックリストを用いた確認を定期的（半年に1回程度）に実施し、その結果を衛生委員会等に報告してください。

すべての項目について確認し、当てはまるものに☑を付けてください。

項目	目	法定事項
1 安全衛生管理体制について		
(1) 衛生管理者等の選任、安全・衛生委員会等の開催		
<input type="checkbox"/>	業種や事業規模に応じ、必要な管理者等の選任、安全・衛生委員会等が開催されているか。	◎
<input type="checkbox"/>	常時使用する労働者数に基づく事業規模の判断は、テレワーク中の労働者も含めて行っているか。	◎
<input type="checkbox"/>	衛生管理者等による管理や、安全・衛生委員会等における請書審議は、テレワークが通常の勤務とは異なる点に留意の上、行っているか。	
<input type="checkbox"/>	自宅等における安全衛生上の問題（作業環境の大きな変化や労働者の心身の健康に生じた問題など）を衛生管理者等が把握するための方法をあらかじめ定めているか。	
(2) 健康相談体制の整備		
<input type="checkbox"/>	健康相談を行うことができる体制を整備し、相談窓口や担当者の連絡先を労働者に周知しているか。	
<input type="checkbox"/>	健康相談の体制整備については、オンラインなどテレワーク中の労働者が相談しやすい方法で行うことができるよう配慮しているか。	
<input type="checkbox"/>	上司等が労働者の心身の面談、会話を伴う方法による定期的なオンライン	
2 安全衛生教育について		
(1) 雇入れ時の安全衛生教育		
<input type="checkbox"/>	雇入れ時にテレワークを行わせることが想定されている場合には、雇入れ時の安全衛生教育にテレワーク作業時の安全衛生や健康確保に関する事項を含めているか。	◎
(2) 作業内容変更時教育		
<input type="checkbox"/>	テレワークを初めて行われる労働者に対し、作業内容変更時の安全衛生教育を実施し、テレワーク作業時の安全衛生や健康確保に関する事項を教育しているか。 ※ 作業内容に大きな変更が生じる場合には、必ず実施してください。	
(3) テレワーク中の労働者に対する安全衛生教育		
<input type="checkbox"/>	テレワーク中の労働者に対してオンラインで安全衛生教育を実施する場合には、令和3年1月25日付け基安発0125第2号、基安発0125第1号、基安化発0125第1号「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」に準じた内容としているか。	
3 作業環境		
(1) サテライトオフィス型		
<input type="checkbox"/>	労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則の衛生基準と同等の作業環境となっていることを確認した上でサテライトオフィス等のテレワーク用の作業場を選定しているか。	◎
(2) 自宅		
<input type="checkbox"/>	別添2のチェックリスト（労働者用）を参考に労働者に自宅の作業環境を確認させ、問題がある場合には労使が協力して改善に取り組んでいるか。また、改善が困難な場合には適切な作業環境や作業姿勢等が確保できる場所で作業を行うことができるよう配慮しているか。	
(3) その他（モバイル勤務等）		
<input type="checkbox"/>	別添2のチェックリスト（労働者用）を参考に適切な作業環境や作業姿勢等が確保できる場所を選定するよう	

事業主等用

労働者の方用

自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト

（別紙2）自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】

- このチェックリストは、自宅等においてテレワークを行う際の作業環境について、テレワークを行う労働者本人が確認する際に活用いただくことを目的としています。
- 確認した結果、すべての項目に目印が付くように、不十分な点があれば事業者と話し合って改善を図るなどにより、適切な環境下でテレワークを行うようにならしてください。

すべての項目について【観点】を参考にしながら作業環境を確認し、当てはまるものに☑を付けてください。

1 作業場所やその周辺の状況について	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業等を行うのに十分な空間が確保されているか。 【観点】 ・作業の際に手足を伸ばせる空間があるか。 ・室内温度や長時間の作業姿勢、上肢の反復作業などに伴う疲労やストレスの解消のために、体操やストレッチを適切に行うことができる空間があるか。 ・物が密集している等、窮屈に感じないか。
<input type="checkbox"/>	(2) 無理のない姿勢で作業ができるように、机、椅子や、ディスプレイ、キーボード、マウス等について適切に配置しているか。 【観点】 ・眼、肩、腕、腰に負担がかからないような無理のない姿勢で作業を行うことができるか。
<input type="checkbox"/>	(3) 作業中に転倒することがないよう整理整頓されているか。 【観点】 ・つまづく恐れのある障害物、量やカーペットの巻き目、電源コード等はないか。 ・床に書類が散らばっていないか。 ・作業場所やその周辺について、すべり等の危険のない、安全な状態としているか。
<input type="checkbox"/>	(4) その他事故を防止するための措置は講じられているか。 【観点】 ・電気コード、プラグ、コンセント、配線等はほつれや破損がないか。破損が確認している箇所はないか。 ・地震の際などに物の落下
2 作業環境の明るさや温度等	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業を行うのに支 【観点】 ・窓の照明で不十分な場合は、卓上照明等を用いて適切に明るさにしているか。 ・作業に使用する書類を逆光なく読むことができるか。 ・光線から目をキラキラしにくくする（グレア）を防止するためにディスプレイの設置位置などを工夫しているか。
<input type="checkbox"/>	(2) 作業の際に、窓の開閉や換気設備の活用により、空気の入れ換えを行っているか。
<input type="checkbox"/>	(3) 作業に適した室温度への調整のために、冷房、暖房、通風等の適当な措置を講ずることができるか。 【観点】 ・エアコンは故障していないか。 ・湿気開放することができるか。
<input type="checkbox"/>	(4) 石油ストーブなどの燃焼器具を使用する時は、適切に換気・点検を行っているか。
<input type="checkbox"/>	(5) 作業に支障を及ぼすような騒音等がない状況となっているか。 【観点】 ・テレビ会議等の音声が増え取れるか。 ・騒音等により若しくは集中力が欠くようなことがないか。
3 休憩等について	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業中に、水分補給、休憩（トイレ含む）を行う事ができる環境となっているか。
4 その他	
<input type="checkbox"/>	(1) 自宅の作業環境に大きな変化が生じた場合や心身の健康に問題を感じた場合に相談する窓口や担当者の連絡先は把握しているか。

労働者用

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

記入日：令和 年 月 日

記入者職氏名： _____

令和3年度 労働衛生週間実施要綱について

副業・兼業の促進に関する事項

副業・兼業の促進に関する ガイドライン わかりやすい解説

* 本パンフレットでは、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の内容についてわかりやすく解説します。

* ガイドラインをはじめとして、副業・兼業に関する各種情報は厚生労働省ホームページの以下のページにまとめて掲載していますので、こちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>



(2020.11)

近年は副業や兼業を希望する者が増加傾向にあり、その理由として収入の増加、活躍の場を増やしたいなど色々な理由があります。

事業場における労働時間管理や健康管理などについて示した、**副業・兼業の促進に関するガイドライン**が示されているのでご活用ください。

また、厚生労働省HPにおいて、左のガイドラインがダウンロードでき、同じページ内にはガイドラインについてのQ & A集もダウンロードできます。